

男鹿市立学校給食共同調理場等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月17日

男鹿市教育委員会

教育長 鈴木 雅彦

男鹿市教育委員会規則第1号

男鹿市立学校給食共同調理場等管理規則の一部を改正する規則

男鹿市立学校給食共同調理場等管理規則（平成17年男鹿市教育委員会規則第19号）を次のように改正する。

改正後		改正前	
(対象学校) 第2条 共同調理場等の対象学校 は、次のとおりとする。		(対象学校) 第2条 共同調理場等の対象学校 は、次のとおりとする。	
名称	対象学校	名称	対象学校
		男鹿市立小中学校南部共同調理場	船川第一小学校、北陽小学校、男鹿南中学校
男鹿市立小中学校東部共同調理場	船川第一小学校、男鹿南中学校、男鹿東中学校	男鹿市立小中学校東部共同調理場	脇本第一小学校、男鹿東中学校
男鹿市立若美学校給食センター	脇本第一小学校、船越小学校、美里小学校	男鹿市立若美学校給食センター	船越小学校、弘戸小学校、美里小学校
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。